

今年度から2ヶ月に1回のペースでお伝えして行くことになった坂井先生のコラム「わかるように伝えていますか」今回は前回と同じく「合理的配慮」についてです。僕も地域の小・中学校に発達障がいの理解の為の訪問授業をおこなっていますので、無視出来ないキーワードです。 久田

第93回『わかるように伝えてますか』

香川大学 坂井 聰

障害者差別解消法が施行されて3か月が過ぎました。

私の勤務する香川大学でもバリアフリー支援室ができ障害のある学生のサポートが始まっています。

この中でも重要なのは、合理的配慮の提供です。障害者差別解消法により、合理的配慮は公的機関においては義務となったからです。合理的配慮は、「障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮」のことです。合理的配慮の不提供は、障害を理由とする差別になるため、公的機関はしっかりと対応することが求められます。

このような状況の中、4月と5月のバリアフリー支援室への相談件数は100件を超えていました。多くの学生が支援を求めて来室しているということです。相談の中にはかなり悩んでいたであろうと思われるものがあります。

個人の問題として変わることを求められ、無理をし、悩んでいた学生が多くいるということが考えられます。しかし、そうではないのです。環境を整えることで参加できる、活動できる学生を育てていくことが可能になるのです。支援を受けた学生のなかには、周囲の人たちに理解されながら充実した学生生活を送っている者もいます。これからサポートを受けることができるよう準備を進めている学生もいます。支援を受けることは何も恥ずかしいことではありません。

私も周囲の支援を受けながら仕事をしています。一人で何でもやっているんだという傲慢な気持ちを捨てたとき、困っている学生へのサポートも充実していくのではないかと思います。

坂井聰先生の紹介

(プロフィール)

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授 1997年自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。2013年より教授に就任。

(著書)

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里） クラスルームコミュニケーション（こころリース出版会） 自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための10のアイデア（エンパワメント研究所）など